

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成22年11月4日(2010.11.4)

【公開番号】特開2009-99236(P2009-99236A)

【公開日】平成21年5月7日(2009.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2009-018

【出願番号】特願2007-272120(P2007-272120)

【国際特許分類】

G 11 B 21/02 (2006.01)

G 11 B 7/085 (2006.01)

【F I】

G 11 B 21/02 6 1 1 C

G 11 B 7/085 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

送り溝が形成されたリードシャフトを有するモータと、

移動部材と、

前記移動部材と前記リードシャフトの間に設けられ、前記リードシャフトの回転に基づく駆動力を移動部材に伝達し、前記移動部材を移動させるラック部材と、

前記移動部材の移動を規制する規制部材と、

前記規制部材が前記移動部材の移動を規制した状態で、前記ラック部材が前記リードシャフトの送り溝から外れることを防止するストッパーと、

を備え、

前記ラック部材は、バネ及び係合部を有し、当該バネの付勢力により、当該係合部が前記リードスクリューに押し当てられるように構成され、

前記ストッパーは、前記係合部が前記バネの付勢力に抗する方向へ移動するのを規制する位置に設けられる、

移動部材の移動構造。

【請求項2】

前記ストッパーは、前記係合部をリードスクリュー側に導くガイド面と、前記係合部の移動部材側への移動を規制するストッパー面と、で構成され、

前記係合部は、前記移動部材が前記規制部材側に移動した場合、前記ガイド面でリードスクリュー側に導かれた後、前記ストッパー面で前記移動部材側への移動が規制される、

請求項1に記載の移動部材の移動構造。

【請求項3】

前記モータを制御する制御部をさらに備え、

前記制御部は、前記リードシャフトを回転させ、前記移動部材を前記規制部材に当接するまで移動させた後において、前記リードシャフトを回転させることが可能である、

請求項1に記載の移動部材の移動構造。

【請求項4】

前記ラック部材は、前記移動部材に固定される固定部と、前記係合部と前記固定部との

間に形成される弾性部と、をさらに備えて構成され、

前記バネは、前記係合部と前記固定部の間に設けられる、

請求項 1 に記載の移動部材の移動構造。

【請求項 5】

光ディスクを回転させるターンテーブルを有するスピンドルモータと、

光ディスクにアクセスする基台を有する光ピックアップと、前記光ピックアップを光ディスクのトラック方向に移動させるための駆動力を与えるトラバースモータと、

前記トラバースモータの駆動力によって回転するリードシャフトと、

前記スピンドルモータ、トラバースモータを保持するシャーシと、

前記リードシャフトと係合する突起状係合部が形成された第一の部分と、前記光ピックアップの基台に結合され、第一の部分とはトラック方向に所定の距離を有して壁を形成した第二の部分と、前記第一、第二の部分間を支持する第三の部分とを有するラック部材と

、前記ラック部材の第一の部分を押圧し、リードシャフトの溝から突起状係合部が外れないようにする押圧部材と、

前記ラック部材の第一の部分は、前記光ピックアップの送り方向に可撓性を有し、前記光ピックアップが、終端に送られた後も、リードシャフトの回転により、ラック部材の第一の部分がトラック方向に移動した後、前記第一の部分が前記第二の部分の壁に当接し、その位置で前記ラック部材の第一の部分の突起状係合部が、スクリューシャフトの溝から外れないように規制するストッパーリブが前記ラック部材の第一の部分の突起状係合部の反対側に設けられていることを特徴とする

光ディスク装置。

【請求項 6】

ストッパーリブは、シャーシに形成されたことを特徴とする請求項 5 の光ディスク装置

【請求項 7】

トラバースモータは、リードシャフトを保持するブラケットを有し、前記ブラケットに

、ストッパーリブを有する部材が保持されていることを特徴とした請求項 5 の光ディスク装置。